

### 正しく学べたから今がある ～結婚差別を体験して～ 市内在住・Tさん(30代女性)



私は、20代の頃に交際している人がいました。結婚を考えていましたが、結ばれることはありませんでした。2年程の交際を経て、結婚の話が出た時のことです。彼から突然「親から結婚を反対されている」と告げられました。「被差別部落出身の人とは結婚させられない」。彼の口から出た言葉に、私は驚きのあまり涙も出ませんでした。目の前で泣く彼に掛ける言葉も見つからず、ただぼんやりとしていた記憶が残っています。ああ、これが「部落差別」か…と実感しました。

子どもの頃から人権教育を受けていましたが、この日まで「部落差別は過去のもの。自分に降りかかることはない」と思っていました。その後約2年間をかけて説得を試みましたが、彼の両親には一度も会えず、理解は得られませんでした。彼と別れてから随分と年月が経ちましたが、今でもこの体験を人に話すことは勇気が必要です。「身近な人に差別された」という心の傷が深く残っているからです。親しい人でも、私が被差別部落出身だと知ったら離れていくかもしれない。その不安が消えないのです。

それでも、前を向いて生き続け、今こうして体験を話すことができているのは、これまで培った正しい知識や経験があったからです。子どもの頃から被差別部落や差別について正しい知識を教わったこと、学校の先生など人権問題に取り組むみなさんが私を「1人の人間」として尊重してくれていたという経験が、差別に負けない心を育ててくれました。私は、差別を受けたときに自分を救ってくれるものは「正しい知識」だと信じています。部落差別は今も、みなさんの身近に存在します。だからこそ、差別に負けない心を育てるため、そしていつか差別のないまちにするために、人権教育は必要であると思います。人権問題はわたしたちみんなの問題だから。

正しく起こすことで、正しい情報を広めなければなりません。  
**あなたはどの立場ですか？**  
同和問題(部落問題)などの人権課題に出会ったとき、私たちは次の7つの立場に身を置きます。  
①差別をする人  
②差別に同調する人  
③差別をおおる人  
④差別を傍観している人  
⑤差別に関心のない人  
⑥差別をなくそうとする人  
⑦差別をされる人

「私はこの立場にも該当しない」ほとんどの人はそう考えるのではないのでしょうか。しかし、人は①②③の立場に、知らないうちに立っていることがあります。例えば、インターネット上で配信されるさまざまな記事を「おもしろそう」「なんとなく」といった軽い気持ちで拡散したとき、その内容が差別を助長するものであれば、①②③に該当します。軽い気持ちだったとしても、差別を助長し誰かの人権を踏みにじているからです。また、④の差別があることを知っているのに何もしない人や、⑤の差別に関心がない人も結果的に差別を容認していることとなります。「知らない」ということは、差別をしたことにも、あおったことにも「気付かない」ということです。また、自分が差別されたとき、そのことが人権問題であるとわからなければ、差別されたのだということにも気付かないのです。

**正しく知って行動しよう**  
インターネットはとても手軽で便利です。しかし、あなたが何気なく発信したことが、誰かを傷つけるかもしれないと想像してください。画面の向こう側に相手がいることを忘れないでください。差別を許す社会は、あなたが差別されることも許します。そして、生まれた場所や住んでいる場所や人を差別する社会は、あなたが違う形で差別されることを黙認してしまう社会だと言えます。誰でも①～⑦の立場になる可能性があります。差別をする側、差別を黙認する側の立場に立たないためには「知らないうちに差別をしていないか」と問い続けることが大切です。正しい知識を持たずに、誤った情報と出会うと、人はその情報を信じてしまう傾向にあります。誤った知識は偏見につながり、言葉や行動などで「差別」となって現れます。「知らない」「知っていく」に変えていくこと。差別をなくすことは、自分自身の人権を守るためでもあるのです。

### 新型コロナウイルス感染症と人権侵害

現在、世界中で新型コロナウイルスが猛威をふるっています。誰もが経験をしたことがない混乱が続く中、残念ながら人権侵害が広がっています。

未知のものに対する不安や恐れは、差別や偏見となって他者に向けられやすくなります。しかし、感染症を理由としたいじめや偏見、不当な差別があってはなりません。

今は、手洗いや人混みを避けて行動するなど、自分にできる感染予防に努めましょう。そして、不確かな情報に惑わされて人権を侵害することのないよう、確かな情報に基づいて冷静に対応してください。



社会はさまざまな人で形成されています。私たち一人ひとりが作っている社会だからこそ、あなたの行動も社会を変える力になります。

差別を許さない社会に変えていくために「自分にできることは何か」。今日から考え、行動しましょう。

### 同和問題啓発強調月間特集

# 知らないうちに「差別」していませんか

あなたは部落差別をしたことがありますか。  
「私は差別をしない」ほとんどの人がそう答えるかもしれません。見て見ぬふりをして、間接的に差別を助長していませんか。差別に繋がるような噂や流言を、拡散していませんか。自身を知り、正しい知識を学ぶことから始めましょう。誰も差別されることのない社会をめざして。



### 過去ではなく今のこと

「私は人権問題とは関係ない」と考えたことはありませんか。人権とは「すべての人が人間らしく生きる権利」のことです。人権問題に関係ない人はいません。自分ではどうすることもできないこと、例えば出身地や国籍、性別や病気を理由に人権が脅かされることがあれば、それは「差別」です。生まれた場所や住んでいる場所を理由に差別される。これが今も存在する同和問題(部落問題)です。同和問題(部落問題)は、過去のことでありません。現在でも身元調査が行われ、就職や結婚に関する差別が起こっています(3ページ体験談参照)。また、近年ではインターネットなどで、匿名性を悪用した根拠のない差別的な書き込みが拡散される事案も増加しています。

### 行政と市民の役割

本市では昨年、差別のないまちの実現を目的に「田川市部落差別の解消の推進に関する条例(田川市部落差別解消推進条例)」を施行。条例には、必要な施策の実施や教育啓発の充実を図ることなどが示されています。また、市民の役割として「相互に基本的人権を尊重すること」や「市の施策に協力し、部落差別の解消に努めること」が明記されています。「今」起こっている問題だからこそ、条例を定め、

行政と市民の行動を促すことが必要なのです。

### そっとしておけば…

同和問題(部落問題)には「わざわざ教えるから差別がなくなる」「そっとしておけば差別はなくなる」という考え方があります。これは「寝た子を起こす論」と呼ばれるものです。しかし、そっとしておいても差別はなくなりません。この事実も、平成29年に本市が実施した人権問題に関する市民意識調査によって明らかになりました。調査によると、94.6%の人が被差別部落(同和地区)の存在を知っていました。そのうち、初めて知った経緯は「家族や親戚から」が27.4%で「職場や近隣の人から」が8.8%でした。回答者の約36%が「人伝え」によって知ったこととなります。また、45.2%の人が、結婚の面で「差別はある」「多少差別はある」と答えています。この結果からわかるように、同和問題(部落問題)は「寝た子」ではありません。人伝えにより間違った形で起こされ、差別を生んでいるのです。

人伝えや噂話、インターネット上での情報拡散が続く限り、いつどのような形で同和問題(部落問題)を知るかわかりません。そのときに正しい知識がなければ、誤った情報を信じて差別を引き継いでしまいます。寝た子が間違った形で起こされる可能性がある以上、



### 人権教室

命の大切さや、1人ひとりの違いを認め合うことの大切さを紙芝居や寸劇などを通して子どもたちに伝えます。

## 人権擁護委員の紹介

[敬称略]

原田 清高 (大浦朝日ヶ丘)

原田 幸子 (新町)

牛尾 淳子 (弓削田)

古賀 勲 (本町)

廣川 郁子 (楠)

佐々木さゆり (猪位金4区)

井上 領平 (伊田町)

日高 親晴 (白鳥町)

●問い合わせ 福岡法務局田川支局内  
田川人権擁護委員協議会  
(☎44-1426)

人権擁護委員は、昭和23年、基本的人権をはじめ、広く人権一般を擁護する法務庁(現法務省)人権擁護局の活動を補佐するために創設された制度です。委員は民間ボランティアで、市町村長の推薦に基づき、法務大臣が委嘱します。

差別、虐待、いじめ、セクハラ、プライバシーの侵害など、人権が侵害された疑いがある事件を監視し、被害から救済するための調査や情報収集を行います。また、法務大臣への報告や関係機関への勧告などを通して人権の擁護を図ります。そのほか、自由人権思想の普及や、民間の人権擁護運動を支援するための啓発に取り組むなど、活動は多岐にわたります。いじめや虐待、差別など、悩みがあればいつでも気軽に相談してください。毎月20日前後に市役所で相談所を開設しています。その日以外でも随時相談ができます。相談料は無料で、秘密は守られます。詳しくは問い合わせください。

### 福岡県人権擁護委員連合会総会で表彰

多年にわたって人権擁護活動に尽力してきた本市の人権擁護委員が、福岡県人権擁護委員連合会総会の日(5月19日)をもって表彰されました。

○法務省人権擁護局長感謝状 原田 清高

## さまざまな活動を通して人権の啓発を行っています 人権擁護委員の活動

### 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員がみなさんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さと呼びかける日としています。毎年6月1日前後に市役所内で特設人権相談所を開設しています。

※今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

### 中学生人権作文コンテスト

法務省と全国人権擁護委員連合会が主催している「全国中学生人権作文コンテスト」の福岡県大会に、管内中学生を対象に人権作文を募集しています。日常の家庭生活や学校生活などの中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に実施しています。

## 同和問題啓発強調月間イベント情報

### 街頭啓発

啓発物品(ポケットティッシュ)を配布し、同和問題啓発強調月間を周知します。

- とき 7月6日(月)15時
- ところ 市役所玄関前で出発式を行います。

### 懸垂幕・横断幕の設置

市役所法面と田川小学校横歩道橋、旧後藤寺バスセンター横歩道橋に設置して啓発します。

### 広報車による啓発

市内一円を広報車が走り、放送で同和問題啓発強調月間を周知します。

### 啓発DVDの上映

市役所と市民会館のロビーで啓発DVDを上映します。

※議会などの開催中は、市役所では議会中継を優先。上映時間は未定です。

### パネル展示

市役所1階と市民会館のロビーで同和問題啓発パネルを展示します。

「絵本から学ぶ同和問題」

- とき 7月1日(水)~31日(金)
- ところ 市役所1階
- 「人権の詩」(江口いと著)
- とき 7月1日(水)~31日(金)
- ところ 市民会館プロムナード



### 人権問題に関する電話相談

「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」など、さまざまな人権問題に関する電話相談を受け付けています。

- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090911



### 人権週間特設人権相談

毎年12月の人権週間の時期に、市役所内で特設人権相談所を開設しています。

### 子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった子どもたちの気持ちに配慮した、手紙での人権相談です。

人権擁護委員が各校に配布したミニレターをポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます。